



会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回名取市行政改革推進会議
開催日時	令和6年7月9日（火）午前9時55分～午前11時45分
開催場所	議会棟第1・2委員会室
出席者	永澤会長、相澤委員、林委員、浅井委員、大林委員、中島委員、布田委員、小林委員、佐々木（彩）委員、高橋委員、佐々木（菜）委員
欠席者	伊藤委員、洞口委員、須永委員
事務局	小平企画部長、針生政策企画課長、佐藤課長補佐、 新田主幹兼行政管理係長、吉崎主査、佐藤主査
公開・非公開の別 （非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数 （公開した場合）	0人

開会の前に委嘱状の交付を実施

1 開会

2 あいさつ

我妻副市長

3 委員の紹介

4 会長互選

永澤委員を会長に選任することについて、異議なく承認された。

5 会長あいさつ

永澤会長

6 説明

名取市行政改革推進会議について

委員会の目的や所掌事務について、名取市行政改革推進会議設置要綱により説明。

7 会議の公開について

名取市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条第2項の規定により本会議が公開の対象であること、同要綱第4条の規定により全て公開とすることに問題はない旨を説明。協議の結果、公開することに異議はなかった。また、議事録は要点筆記とすることについて諮り、了承を得た。

8 議題

(1) 報告事項

「令和 6 年度 第六次名取市行財政改革大綱実施計画取組方針」について資料を基に事務局説明。事務局説明後、会長より資料 1、資料 1-1 から 1-3 について委員から意見・質問を求めた。

(質疑等なし)

(2) 協議事項

「第七次名取市行財政改革大綱（素案）」について資料を基に事務局説明。説明後、会長より資料 2 から 5 について委員に意見・質問を求めた。

委 員 (資料 2 の 1 ページ) 第六次行財政改革大綱実施計画の令和 5 年度末進捗率が 55 項目中 40 項目の約 70%となっているが、実施していないということではなく、実施計画の目標値に達していないという認識で良いか。

事務局 (令和 5 年度に実施せず) 令和 6 年度に実施する項目もあるため、今年度末に 100%に近づけるよう所管課で取り組んでいるところである。

委 員 第七次行財政改革大綱の 4 つの柱においては、人材育成が 1 番の柱になるかと思う。数値化した目標を 100%達成して当たり前という職員の意識がないと(計画が)進まない。常に問題意識を持って取り組む人材、改善・解決ができる人材を育成していかなければならない。

委 員 大綱の内容を見ると、SDGs の要素を入れていると見受けられるが、SDGs の 17 項目のどの項目が大綱のどの部分に対応しているのか。また、入れている場合に SDGs のどの項目が対応しているのか表現してはどうか。

事務局 市の事務事業の進め方という部分で行財政改革大綱を策定している。SDGs の内容も確認しながら策定に取り組んだところであるが、行財政改革大綱になじまない項目もあるため、17 項目の全てを入れ込んでいるわけではない。
市の最上位計画である第六次名取市長期総合計画においては、SDGs の全項目について施策に入れ込み策定をしており、基本的には SDGs の観点に沿って行政を進めている。

委 員 前大綱と比べ人材育成が 4 つの柱として強調されており、市として重視することや方向性を示すことは重要であることから、良い案だと感じた。

(1 の柱 (1) ウ・エ) ダイバーシティの考え方を大事にしていかなければならないが、あえて「女性」という言葉を使用すること自体が、偏った見方になっていないか気になるところである。

事務局 男女共同参画局が令和 6 年 6 月に閣議決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針」においては、「女性人材の採用・育成・登用の強化や管理職登用推進などの意識醸成の促進を推進する」としており、また、地方公共団体に対しても更なる取組の強化を図るよう要請する、としていることから取り組むこととしたものである。

委 員 大きく四点、意見を述べさせていただく。

一点目、(1 の柱 (1) イ) IT 等を活用した、市からの情報発信が主な内容となっているが、市民からの意見も取り入れることが可能なのでは。

二点目、(2 の柱 (3) イ) 公共施設の新設・改修等をする際の省エネやユニバーサルデザイン、防災の視点等も踏まえたガイドラインを策定してはどうか。後々の手直しの回避は、結果としてコスト削減につながる。

三点目、(3 の柱 (3) ウ) ハラスメント防止について、ハラスメントが起きないことを目指すと、逆に被害者が相談しづらい雰囲気が醸成されるおそれがあるので、被害者が相談しやすい体制をつくることを目標としてはどうか。

四点目、(4 の柱 (2) ア) 他自治体では、ふるさと納税制度を NPO 等の市民団体の財源として活用する取組もあるため、同様の取組を実施してみてもどうか。

事務局 一点目の双方向での情報のやり取りについては、情報発信ポータルアプリ「ナトばた」の情報収集機能を活用し、どのようなことができるか、研究していきたい。

二点目については、これまでも公共施設を新設する際の太陽光発電の備え付けや、内部の LED の導入等の省エネ型機材の導入等に取り組んできたところであり、引き続きこれらの取組を実施していきたい。また、ユニバーサルデザインの取組や防災の視点からの公共施設のあり方については、脱炭素の視点ではなく、「持続可能な財政基盤の確立」の「公共施設等のストックマネジメント推進」の中で、取り組むことができないか考えていきたい。

三点目については、特にカスタマーハラスメントについて、対応範囲を広く整理しすぎてしまうと市民が行政に対して意見を伝える機会を失うことも考えられるため、カスタマーハラスメントの防止と市民から意見をいただく環境整備という部分のバランスを取って進めていきたい。

四点目のふるさと納税の活用の内容等については、市の施策全般に関わる部分であるため、行財政改革大綱の中に落とし込むのは難しい。本市では以前から協働のまちづくりを重視した取組を進めている。その中でどういったことを考えていくか決定し、検討をしていくことになるかと思う。

(ほかに意見等なし)

9 その他 特になし

10 閉会

以 上

令和 6 年 7 月 30 日

会 長 永澤 雄 治